

別紙 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び同条例施行規則の一部改正（案）の考え方

No.	項目	条文	内容	改正の狙い	参考
1	説明会の開催	<p>【現条例】 第3条第5項</p> <p>【現規則】 第1条の2</p> <p>【新条例】 第3条第5項 第9条の3</p> <p>【新規則】 第1条の4 第3条の5</p>	<p>現行：申請者は、説明会を開いて周辺関係者（特定事業区域から300mの区域内に居住する者及び特定事業区域の区・自治会長）に事業内容を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。</p> <p>改正：説明会を必ず開催することとします。 ただし、事業者の責めに帰することができない事由（天災、他者による説明会の妨害）で説明会を開催できない場合は、周辺関係者へ書面で通知する方法で代えることとします。</p>	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため。	千葉市
2	搬入土砂を第3種以上に限定	<p>【現規則】 別表第3</p> <p>【新条例】 第11条 第1項 第12号</p>	<p>現行：第4種建設発生土や浚渫土でも、安定計算をして安全が確保されれば搬入できます。</p> <p>改正：搬入できる建設発生土を第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に限定します。</p>	第4種建設発生土等は、固さの点で一般の埋立てには適さないものである。また、浚渫土は埋立て後に酸性化する場合があることから、土壌の汚染及び災害の発生の防止のため、禁止するもの。	茨城県 印西市
3	事業区域及び場の境の表示	<p>【現条例】 第18条第2項</p> <p>【新条例】 第18条第2項 第11条第1項 第17号</p>	<p>現行：特定事業区域の境がわかる表示をしなければいけません。</p> <p>改正：特定事業場の境がわかる表示もすることとします。 また、許可前に表示を行うこととします。</p>	事業場の区域を明確にするため。	成田市

No.	項目	条文	内容	改正の狙い	参考
4	区・自治会の承諾	【現条例】 第3条  【新条例】 第9条の4 第4項	現行：申請者は、特定事業区域の区・自治会長に事業内容を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。  改正：申請者は、特定事業場の区・自治会の承諾を得るよう努めることとします。	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため。	銚田市
5	同意書、承諾書の日付	【新条例】 第9条の4 第3項	現行：規定なし  改正：特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者等の同意書並びに特定事業区域の近傍の土地所有者及び周辺住民の承諾書は説明会の後に得たものを有効とします。	地域住民等の理解を十分に得るため。	なし
6	現況図面	規則 第3条の4 第1項第3号 第4条 第2項第15号	現行：特定事業区域及び特定事業場の施工前の図面が必要です。  改正：事前協議や本申請に添付する現況図面は、特定事業区域及びその周辺20m以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図とします。	正確な区域、土量を計算するため。	なし
7	既存の法面、擁壁等の安全性の確保	規則 別表第3	現行：規定なし  改正：既に埋立てが行われた場所や、既存の法面、擁壁等がある場所での新たな埋立てについては、その安全性が確保されるようにします。	土砂等の流出等の災害の発生を防止するため。	なし